

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（特定保税運送者用）

【注1】この法令遵守規則の雛形は、国際運送貨物の運送の一部を外部に委託している場合における標準的な法令遵守規則の例示です。法令遵守規則の制定を検討する場合には、各企業の実情に応じて、本例を参考に、自社に適した法令遵守規則を作成する必要があります。

【注2】AEO制度は貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者に対し、税関が承認する制度ですので、「特定保税運送及び特定委託輸出申告に係る貨物の運送（以下「特定保税運送等」という。）」以外の運送についても法令遵守が求められています。その旨をご理解いただいた上で、法令遵守規則の雛形の適用範囲は、「国際運送貨物の運送業務等」としているところ、必要に応じ適用範囲を「特定保税運送等」として整備しても差し支えありません。

国際運送貨物の運送業務等に係る法令遵守規則

第1章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 ●●社法令遵守規則（以下「本規則」という。）は、●●社（以下「当社」という。）の国際運送貨物の運送業務及び保税運送等（特定委託輸出申告に係る運送を含む。以下同じ。）並びに関税法その他関係法令に規定する税関手続（以下「国際運送貨物の運送業務等」という。）について、法令を遵守し、業務を適正かつ確実に遂行することを目的として定める。

2 本規則は、当社が行う国際運送貨物の運送業務等に適用する。

第2章 基本方針

（基本方針）

第2条 国際交易の一翼を担う当社は、適正な輸出入貿易に資する観点から、関税法その他関係法令を誠実に遵守し、国際運送貨物の運送業務等を適正かつ確実に遂行するため、次の事項を当社の基本方針とする。

- 一 国際運送貨物の運送業務等の遂行に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- 二 法令遵守のため必要な社内体制の整備を図る。
- 三 本規則及び別途整備する業務手順書に定めるところにより、適正に業務を行う。

第3章 組織

（組織）

第3条 法令遵守の観点から、国際運送貨物の運送業務等全般に関する責任・管理体制等について業務の適正な運営を図るため、最高責任者及び次の部門を置く。

- 一 総括管理部門（次号から第五号の部門が行う業務について総括する部門をいう。以下同じ。）
- 二 国際運送貨物運送部門
- 三 保税運送等管理部門
- 四 顧客（荷主）管理部門
- 五 法令監査部門

（最高責任者）

第4条 適正な国際運送貨物の運送業務等の遂行のため、代表取締役又はこれに準ずる者を最高責任者とする。

2 最高責任者は、第2条に規定する基本方針の適正な実施のため、次条各項に定める社内体制を整備するとともに、適正な運営がなされるよう有効な施策を講じる。

（社内体制の整備）

第5条 国際運送貨物の運送業務等の遂行に際しての責任体制を明らかにするため、各部門における業務内容、従業者の権限及び責任の範囲を明確に定める。

2 各部門間、本支店間及び各従業者間等における情報の伝達及び共有化が確実に行われるよう連絡体制を整備する。また、各部門等における税関その他の関係官庁への連絡体制を整える。

3 國際運送貨物の運送業務等に係る知識及び経験に応じて、従業者の適切な配置を行う。

4 会計帳簿及び財務書類の作成、保管及び会計監査を行う部署を定め、その責任の範囲を明確に定める。

（総括管理部門）

第6条 総括管理部門は、本規則及び業務手順書の適正な実施を確保するため、次の業務を行う。

- 一 社内体制、本規則及び業務手順書の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。）
- 二 各部門に対する指示、連絡及び調整
- 三 各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答
- 四 法令遵守状況の監査の支援
- 五 連絡及び報告体制の整備
- 六 社内教育及び研修の計画及び実施
- 七 國際運送貨物の運送業務等を委託する関連会社等¹の委託の適否の判断
- 八 関連会社等への国際運送貨物の運送業務等に関する指導及び監督
- 九 國際運送貨物の運送又は管理の依頼を受ける際の荷主等から寄託される貨物の受託の適否の判断

（国際運送貨物運送部門）

第7条 国際運送貨物運送部門においては、定められた業務手順書に従って、貨物の適切な保全を

¹ 「関連会社等」とは、申請者と業務上関連を有しており、国際運送貨物の運送業務等の全部又は一部を委託する以下の者等をいう。

①子会社又は関連会社（例えば、国際運送貨物の運送業務の一部を委託しているグループ会社等。）、②通関業者、③運送業者、④倉庫業者

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（特定保税運送者用）

図り、国際運送貨物の運送の基本的作業である貨物の搬出入・受渡に係わる確実な記帳のほか、外國貿易船等からの陸揚げ・積込み、港湾施設等や保管施設等からの発送時・運送中・到着時の各段階での貨物の数量、態様等を把握し、責任をもってこれらの業務を行う。

- 2 国際運送貨物運送部門は、必要に応じて個別の業務が関税法その他関係法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（保税運送等管理部門）

第8条 保税運送等管理部門においては、定められた業務手順書に従って、貨物の適切な保全を図り、運送の基本的作業である貨物の発送・到着に係わる確実な記帳のほか、運送中の貨物の数量、態様等を把握し、責任をもってこれらの業務を行う。

- 2 保税運送等管理部門は、必要に応じて個別の業務が関税法その他関係法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（顧客（荷主）管理部門）

第9条 顧客（荷主）管理部門においては、定められた業務手順書に従って当社が国際運送貨物の運送業務等を委託する顧客（荷主）について、その資質や経営状況等の把握に努め、責任をもって業務を行う。

- 2 顧客（荷主）管理部門は、必要に応じて個別の業務が関税法その他関係法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（法令監査部門）

第10条 法令監査部門は、本規則及び業務手順書の適正な実施を確保するため、次の業務を行う。

- 一 業務手順書に則った定期的な監査及び個別の監査の実施並びに各部門における自己監査の支援
 - 二 監査結果等に基づく法令遵守に係る業務の改善措置の勧告
 - 三 監査結果及び勧告の最高責任者及び総括管理部門への連絡
- 2 法令監査部門は、個別の国際運送貨物の運送業務等が法令及び本規則に適合しているかの審査及び承認を行う。

（各部門における責任者）

第11条 最高責任者は、各部門における国際運送貨物の運送業務等を適正に遂行するため、部門ごとに責任者を設置する。

- 2 責任者は、第5条各項の規定に従い部門内の体制を整備するとともに、関税法その他関連法令、本規則及び業務手順書を遵守するため、各部門における国際運送貨物の運送業務等に携わる従

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（特定保税運送者用）

業者の指導及び監督、並びに業務手順書に基づいた適正な指示を行う。

（従業者の責務）

第 12 条 従業者は、第 2 章に定める基本方針が企業活動の基本であることを理解し、本規則及び業務手順書に基づき、国際運送貨物の運送業務等を適正に行う。

第 4 章 基本的業務

（国際運送貨物の運送手続）

第 13 条 国際運送貨物運送部門は、当社が行う国際運送貨物の運送業務における手続について、第 15 条から第 18 条まで及び第 24 条に定める手続を厳守するものとする。ただし、総括管理部門の確認を受けた上で最高責任者の承認を受けた場合などにおいて、船舶、航空機、貨物自動車等及び関係施設等の管理部門の責任者が、当該施設等の実情に応じて手続を定めることとしても差し支えない。

（顧客（荷主）管理）

第 14 条 顧客（荷主）管理部門は、国際運送貨物の運送業務等を依頼する顧客（荷主）の資質、経営状態等について把握するよう努めるとともに、当該顧客（荷主）から寄託される貨物の受託の適否の判断を行う。なお、寄託、検品、取扱いその他要望等で不審な点を認めた時は、速やかに顧客（荷主）管理部門の責任者に報告する。

- 2 顧客等から国際運送貨物の運送業務等について相談があった場合には、各種手続において必要となる書類、各種税関手続における利便性の違い等について助言を行うとともに、それらの手続において遵守すべき貿易関係法令等についての適切な教示を行う。
- 3 顧客等に関する情報その他機密性を有する情報については、適正に活用、伝達、整理するとともに、漏洩することのないよう厳重に管理する。

※ 本条から第 24 条までの具体的な手順については、別途整備する業務手順書に規定することとしても差し支えない。

（船舶、航空機又は貨物自動車等の管理）

第 15 条 国際運送貨物の運送業務等において使用する船舶、航空機又は貨物自動車等に対するセキュリティ対策は次の各号により実施するものとする。

- 一 貨物室内外について不審者、不審物等の有無を定期的に検査する。
- 二 特に船舶及び航空機については、内部と外部を隔てる区画や壁板及び扉板の安全性を確保する。

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（特定保税運送者用）

三 無許可の者の出入、不正が発見された場合の手続を整備する。

四 記録にないものが発見された場合の手続を整備する。

（施設管理）

第 16 条 国際運送貨物の運送業務等を行う者が自ら施設を設置する場合、又は運送途上において貨物の積替え等を施設で行う場合には、貨物の適切な保全を図るため、外部からの不法なアクセスを防止できるよう、次の各号により施設管理及びアクセス管理を実施するものとする。

一 適切な施錠を行う。

二 駐車区域を含む施設内外に適切な照明を設置する。

三 危険物その他貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、他の貨物と区分して適切に蔵置する。

四 貴重品その他盗難のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設け、その施設内に蔵置させる。

五 従業員及び訪問者の駐車区域は、蔵置貨物の保管区域から分離する。

六 貨物自動車運送事業者が荷主施設等に貨物自動車等を待機させる場合には、当該施設等の管理担当者と協力し、当該貨物自動車等のセキュリティ確保に努める。

七 警察その他関係当局と連絡をとるための必要な体制を整備する。

八 不法なアクセスを防止するための適切な警報システムを設置する。

2 国際運送貨物の運送業務等を行う者が自ら設置した以外の施設を利用する場合にあっては、当該施設の設置者の協力を得て前項に定める施設管理及びアクセス管理を実施する。

（アクセス管理）

第 17 条 国際運送貨物の運送業務等を行う者は、次の各号により船舶、航空機、貨物自動車等及び関係施設等へのアクセス管理を実施するものとする。

一 無許可で船舶、航空機、貨物自動車等及び関係施設等への出入りを禁止する。

二 必要に応じ港湾管理者、空港管理者等の協力を受け、以下の内容を含む管理体制の整備に努める。

　イ 従業員及び訪問者等に対し、身分証等で入退出の確認を行う。

　ロ 無許可及び不審者等への対応方法を整備する。

三 特に船舶及び航空機にあっては、乗組員及び旅客について、関係法令に従い、乗船名簿等をあらかじめ作成する。

四 携帯品、郵便物その他船舶、航空機、貨物自動車等及び関係施設等に持ち込まれる物品等はその安全を確認する。

五 盗難防止のための警報又はアクセス管理のため、適切な警報システムを設置する。

六 当該施設区域への自動車の出入りについては、当該自動車を自動車登録番号等により特定、記録するとともに、駐車中の車両の監視に努める。

(貨物管理)

第 18 条 国際運送貨物の運送業務等を行う者は、貨物情報を確認できないものが船舶、航空機、貨物自動車等及び関係施設等に持ち込まれることのないよう、次の各号により管理体制の整備を実施するものとする。

- 一 貨物の搬出入・受渡を管理する現場責任者を選任する。
- 二 貨物は、現場責任者の監督の下で、搬出入・受渡を行う。
- 三 貨物に対し検数、検量等を行う。
- 四 貨物及び貨物用機材のマーキング等が適切であることを確認する。
- 五 海上コンテナーについては、コンテナーシールが適切であることを確認する。航空コンテナーについては、関係法令等に基づきコンテナーに対する不法なアクセスを防止する措置が講じられていることを確認する。
- 六 過小又は過大な積載等、貨物情報に照らし、不自然な積載状況を発見した場合には、直ちに税関に報告する。
- 七 運送貨物への不法なアクセスを防止するため、適切に蔵置する（船舶及び航空機の場合を除く。）。
- 八 危険物その他貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれの多い貨物については、他の貨物と区分して適切に蔵置する。
- 九 異常事態又は不法なアクセスが発見され、若しくは疑われる場合には、直ちに関係当局へ報告する。
- 十 輸入貨物の取扱時において、未通関の貨物に積荷目録（又は船荷証券）に記載されていない貨物が発見された場合には、直ちに税関に報告する。
- 十一 空コンテナーの保管に際しては、不法なアクセスを防止できる体制（専用区域の設定、定期的な巡回等）を整備する。
- 十二 コンテナーへの貨物積込みに際しては、積込み前にコンテナー内外の状態を点検する。
- 十三 海上コンテナーについては、貨物積載後のコンテナーの施錠に際し、固有の番号を有するシール等により適切に行う。航空コンテナーについては、関係法令等に基づきコンテナーに対する不法なアクセスを防止する措置が講じられていることを確認する。

(保税運送等管理手続)

第 19 条 保税運送等管理部門は、船社や荷主からの委託を受けて当社が行う保税運送等に係る保税地域等からの貨物の発送時、運送中、到着時の各段階における貨物管理手続について、第 13

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（特定保税運送者用）

条及び第 15 条から第 18 条までの手続のほか、次条から第 24 条までに定める手続を厳守するものとする。

ただし、総括管理部門の確認を受けた上で最高責任者の承認を受けた場合などにあっては、各運送管理部門の責任者は、当該部門の実情に応じた手続を定めることができるものとする。

（保税運送等発送時管理）

第 20 条 外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税地域等から発送するに当たっては、次の各号に定める事務を行う。

- 一 貨物を発送する場合は、当該発送貨物に係る船卸表等の情報と当該貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を当該貨物管理者とともに確認の上、貨物を搬出する。
保税運送を行う場合にあっては、当該発送貨物に係る船卸表等の情報を基に輸出入・港湾関連情報処理システムにより運送目録を作成し、保税地域の貨物管理者に提示する。
- 二 提示した書類と当該搬出しようとする貨物の相違を発見したときは、直ちにその内容を管轄税関の保税（取締）担当部門へ報告する。

（保税運送等運送中管理）

第 21 条 外国貨物又は輸出しようとする貨物の運送中は、道路交通法等の法令に従い、確実に運送を行うとともに、以下の各号の内容を含む管理体制の整備を行うものとする。

- 一 貨物及び貨物用機材のマーキング等が適切であることを確認する。
- 二 コンテナーシールの施錠状況や外装を確認する。
- 三 過小又は過大な積載の発見と報告・連絡を行う。
- 四 運送貨物への不法なアクセスを防止するため、コンテナー等を適切に管理する。
- 五 運送中に亡失した場合には、直ちにその旨を管轄税関の保税（取締）担当部門に届け出る。
- 六 特定保税運送にあっては発送の日から起算して 7 日以内、保税運送にあっては個々に指定された運送期間内に運送先に到着しないときは、その旨を到着予定地を管轄する税関の保税（取締）担当部門に報告する。

（保税運送等到着時管理）

第 22 条 外国貨物又は輸出しようとする貨物が保税地域等に到着した際には、次の各号に定める事務を行う。

- 一 到着した外国貨物等と運送目録、ポートノート又は Air Waybill 等とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行う。
保税運送については、保税地域の貨物管理者とともに、到着した外国貨物等と「保税運送承認貨物情報」等を対査して、上記の確認を行う。

二 前記第一号の対査において異常があったときは、直ちにその内容を管轄税関の保税（取締）担当部門へ報告する。

（認定通関業者との連絡体制及び特定委託輸出申告に係る運送の書類保管）

第 23 条 特定委託輸出申告に係る運送を行う場合にあっては、第 19 条から第 22 条までに定める手続のほか、以下の方法により認定通関業者との連絡体制を構築する。

一 認定通関業者が輸出者と包括的な委託契約を締結している場合には、当該申告に係る貨物が置かれている場所に対する現地調査結果の連絡を受けること。個々の運送にあたっては、認定通関業者が確認した貨物の内容等に係る情報を聴取し、当該情報と運送時に実際に確認した貨物の状況に相違がある場合には、税関に報告するとともに当該認定通関業者に連絡すること。

二 認定通関業者の委託を受けて特定委託輸出申告に係る貨物管理を行う場合には、認定通関業者に求められている当該貨物管理に係る法令遵守規則を遵守する。

三 認定通関業者から税関検査により検査場への貨物の運送に関する指示があった場合には的確に対応すること。

四 運送中に事故等が発生した場合には、税関に報告するとともに、認定通関業者に連絡すること。

2 特定委託輸出申告に係る運送の場合であって、消費税の免税措置の適用を受ける運送については、当該運送に係る輸出者が発給する運送指図書（正）及び当社が発給する請求書（副）を、免税措置の対象となる区間とそれ以外の運送の区間を明確に区分し保管する。なお、免税措置の対象となる区間の運送においては、特定委託輸出申告に係る貨物と一般の輸出貨物を明確に区分して保管する。

（情報セキュリティ）

第 24 条 各部門責任者は、各部門が情報セキュリティについて包括的な方針又は手順等を示した文書に従い、ID 及びパスワードによる認証などのアクセス制限及び部外者からの不正なアクセスを防止するために必要な措置並びにデータバックアップなどのデータの消失対策が行われていることを確認する。

第 5 章 他法令の遵守規則²

（他法令の遵守規則）

第 25 条 総括管理部門は、他法令の遵守規則が別に定められている場合又は変更があった場合には、税関に報告する。

² 「他法令の遵守規則」とは、当分の間、次に掲げる規定等をいう。

①経済産業省へ届け出ている安全保障貿易管理に係る輸出管理社内規程

②KS/RA 制度における特定フォワーダー等が作成する航空貨物保安計画

第6章 関連会社等の指導等

（関連会社等の管理及び指導）

- 第26条 総括管理部門は、定められた業務手順書に従って、各関連会社等に対し、委託の適否に係る判断を行うとともに、選定に当たっては関連会社等の信頼性を十分に把握して各部門に連絡する。
- 2 総括管理部門は、適正な貨物管理の遂行を図るため、関連会社等が行うべき業務の内容、責任の範囲、担当者及び責任者を明確にする。
- 3 総括管理部門は、法令遵守及び適正な業務遂行を図るため、関連会社等の業務手順を確認し、同社の業務手順が本規則及び当社の業務手順書に整合的であることを確認する。
- 4 総括管理部門は、前2項が適正に運用されるよう、関連会社等に対する連絡、指導、管理及び定期的な評価を行う。

第7章 所管官庁との連絡体制

（所管官庁との関係）

- 第27条 関係法令を所管する官庁からの質問、照会に対応する担当責任者をあらかじめ定める。また、立入調査及び業務改善措置の求め等に対しては、各部門が協働して積極的に協力し、的確に対応する。

第8章 報告及び危機管理

（報告及び危機管理）

- 第28条 総括管理部門は、国際運送貨物の運送業務等に関する貨物の事故又は国際運送貨物の運送業務等に関する違法行為等の不適正な処理、不審な点若しくは不審な情報（以下「事故等」という。）があった場合における報告及び連絡体制をあらかじめ整備しておく。
- 2 事故等が発生した場合、当該事故等を把握した者は、直ちに自身の所属する部門の責任者に報告する。当該部門の責任者は、総括管理部門に報告するとともに、必要に応じ、他の部門の責任者へ報告する。総括管理部門は、事故等の程度に応じて、最高責任者に連絡する。
- 3 総括管理部門は、前項により連絡を受けた事故等をその内容に応じ税関及び関連する所管官庁に直ちに報告する。
- 4 最高責任者及び総括管理部門は、事故等が発生した原因の究明等を行い、その原因に応じて本規則等の改訂など、再発防止のための必要な措置をとる。
- 5 総括管理部門は、第10条の規定に基づき行われた監査の結果を税関に情報提供を行う体制を整備する。

第9章 帳簿書類等の保存

（帳簿及び書類の保存）

法令遵守規則（コンプライアンスプログラム）の例（特定保税運送者用）

第 29 条 法令に基づき帳簿書類等の作成又は保存が義務付けられている場合には、当該帳簿書類等を作成する部門及び保管を行う部門を明確にし、それぞれの責任者を定め、適正な帳簿書類等の作成及び保管を行う手順を整備する。

2 保存された帳簿書類等及びその修正の履歴は、関係官庁からの照会があったときに速やかに閲覧可能となるような状態に整理しておく。

第 10 章 教育及び研修

（教育及び研修）

第 30 条 総括管理部門は、全役員及び全従業員に対して、法令遵守及び本規則の基本方針を理解させるための教育を定期的かつ継続的に実施する。また、各部門に対して本規則の手続を理解させ、関係法令、税関その他の関係官庁からの周知事項の徹底、本規則における各人の職務を明確に把握させるための教育、研修を定期的かつ継続的に実施する。

2 各部門は、国際運送貨物の運送業務等を適正に遂行するために必要な業務手順書、関係法令集、参考資料等を整備し、従業者が適時に利用できるよう使いやすい場所に整理して、適切に保管する。

3 法令監査部門は、各部門の責任者及び従業者の専門的知識の水準が十分かどうかを確認するため、定期監査等によって検証を行う。

4 国際運送貨物の運送業務等を関連会社等に委託している場合には、総括管理部門は、必要に応じて関連会社等に対しても教育及び研修を行う体制を整備する。

第 11 章 処分

（処分）

第 31 条 法令及び本規則に違反した従業員は、別に定めるところにより、最高責任者が厳正に処分する。

第 12 章 その他

（規則等の改訂）

第 32 条 総括管理部門は、本規則及び業務手順書の見直しを行い、必要に応じて改訂する。改訂を行った場合には、関係部門に周知を行うとともに改訂後の本規則及び業務手順書を速やかに税関その他の関係官庁に提出する。

最終更新日：●●●●年●月●日